

## こんな投票は無効です！

- ・誰に投票したかわからないもの
- ・候補者の名前のほかに余分なことを書いたもの
- ・候補者以外の名前を書いたもの
- ・2人以上の候補者の名前を書いたもの



**投票日当日、都合の悪い方は期日前投票などを利用してください**

### ◆期日前投票

仕事や旅行などで投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。

とき 8月21日(月)～26日(土)

午前8時30分～午後8時

ところ 市役所1階多目的会議室

(4ページ参照)

### ◆不在者投票

#### ①高浜市以外で投票する場合

高浜市選挙管理委員会に、直接

または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。交付された投票用紙などを持つて、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

身体の不自由な方や字が書けない方のための代理投票、目の不自由な方のための点字投票制度が設けられています。代理投票または点字投票をする方は係員に申し出てください。

## 代理投票・点字投票

#### ②病院、老人ホームなどの施設で投票する場合

県の選挙管理委員会が指定した

申請方法など詳細は、選挙管理委員会へ問い合わせてください。

方

病院、老人ホームや老人保健施設に入所している方は、その施設で投票することができます。投票用紙などは施設長などを通じて請求することができ、投票は施設長などの管理する場所で行います。施設に入所中や病院に入院中の方は、施設に問い合わせてください。

### ③郵便などで投票する場合

ただし、あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。申請が必要ですので、選挙管理委員会に申請してください。

### ④代理記載制度

郵便などによる不在者投票にあたり、本人が自分で投票用紙に記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人が投票用紙に記載する制度で、次の方が対象となります。

・身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

・戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

《別表1》郵便などによる不在者投票の対象者

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹・移動機能の障がい 【1級または2級】	両下肢・体幹の障がい 【特別項症から第2項症】	
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい 【1級または3級】	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい 【特別項症から第3項症】	要介護状態区分が要介護5
免疫・肝臓の障がい 【1級から3級まで】	—	